

# 令和3年第3回会津若松市

## 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年3月23日 午後3時から
- 2 場所 会津若松市河東公民館2階大ホール
- 3 委員 農業委員19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主 事	相澤 俊輔				

農政課

技 師	藤田 優志				
-----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第3回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員8番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員18番・渡部 政美委員、農業委員1番・庄司 遼 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について を議題いたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第8号1番について、推進委員8番佐藤より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、家族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、3月17日午前10時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第8号2番について、農業委員4番渡部より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、3月16日午後2時40分より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>川南地区担当委員より3番から4番について説明願います。</p>

(推進委員 15 番) 高橋 一美 委員	<p>議案第 8 号 3 番から 4 番について、推進委員 15 番高橋より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>3 番の案件については、農家間の農地の所有権の移転を許可しようとするもので、4 番の案件につきましては、農地を借りて青年就農給付金を受給している認定就農者が、別世帯の親族から農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、3 月 1 5 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	館ノ内地区担当委員より 5 番について説明願います。
(推進委員 14 番) 星 俊典 委員	<p>議案第 8 号 5 番について、推進委員 1 4 番星より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、親族から農地を借りて青年就農給付金を受給している認定就農者が、国の要綱に基づき、当該農地の所有権の移転を受けるための許可申請です。</p> <p>農地法第 3 条が世帯主義を基本としていることから、当事者の経営面積につきましては、当該世帯の経営面積を記載しています。</p> <p>調査月日は、3 月 1 5 日午後 2 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	八田地区担当委員より 6 番について説明願います。
(推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員	<p>議案第 8 号 6 番について、推進委員 6 番菅井より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間の農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、3 月 1 3 日午前 1 0 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p>
(推進委員 9 番) 渡部 政治 委員	申請地の面積と経営地面積が異なっているのはなぜか。
会 長	事務局
事務局	<p>農地法第 3 条は世帯主義となっていることから、経営地は世帯全体の面積となっておりますが、所有権の移転に係る面積は、議案書記載の面積となっております。</p>
会 長	渡部委員、よろしいですか。
(推進委員 9 番) 渡部 政治 委員	了解しました。

会 長	<p>他にございませんか。 (なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。  (異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第8号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
(農業委員14番) 弓田 秀一 委員	<p>高野地区担当委員より1番について説明願います。 農業委員14番弓田より、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、住宅への通路を含む駐車場を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については第1種農地ではありますが、集落接続事業に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3月17日午前9時20分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、星 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。  (なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。  (異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第10号農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(※農業等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 小檜山 祐一 委員 退席</p>

(※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員)

岩橋 近芳 委員 退席

二瓶 幸太郎 委員 退席

高橋 一美 委員 退席

武田 久美子 委員 退席

まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。  
南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。

(農業委員3番)  
長尾 好章 委員

農業委員3番長尾より議案第10号所有権移転の1番について、ご報告いたします。

詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、認定農業者への所有権の移転です。

農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき3月17日午前10時30分より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

高野地区担当委員より2番について説明願います。

(農業委員14番)  
弓田 秀一 委員

農業委員14番弓田より議案第10号所有権移転の2番について、ご報告いたします。

詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、認定農業者への所有権の移転です。

農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき3月19日午前10時より地区担当委員2名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

川南地区担当委員より3番について説明願います。

(農業委員2番)  
多田 善信 委員

農業委員2番多田より議案第10号所有権移転の3番について、ご報告いたします。

詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、福島県農業振興公社が買い入れた農用地について、農地中間管理機構の特例事業を活用して認定農業者へ所有権の移転をするものです。

農地価格等の申請内容につきましては、令和3年3月3日午後1時30分より、会津若松市役所北会津支所会議室7において、買受希望農家、公社、農政課、地元農業委員3名、事務局1名出席のもとあっせん会議を開催し、条件面で合意に達していることを確認しております。このことについて、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

次に、利用権設定についてお願いします。

各地区担当委員並びに事務局の調査報告を求めます。

南四合・町北地区担当委員より1番から4番について説明願います。

(農業委員8番)  
佐野 和枝 委員

農業委員8番佐野より議案第10号利用権設定の1番から4番について、ご報告いたします。

<p>会 長</p> <p>(農業委員 14 番)</p> <p>弓田 秀一 委員</p>	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 17 日午前 11 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>高野地区担当委員より 5 番から 8 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番弓田より議案第 10 号利用権設定の 5 番から 8 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>5 番、8 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>6 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>7 番の案件については、農地所有適格法人に対する利用権設定であり、面積が多い高野地区委員により報告いたします。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 15 日午後 4 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 5 番)</p> <p>佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より 9 番から 14 番について説明願います。</p> <p>推進委員 5 番佐藤より議案第 10 号利用権設定の 9 番から 14 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 14 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 2 番)</p> <p>島影 盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より 15 番から 18 番について説明願います。</p> <p>推進委員 2 番島影より議案第 10 号利用権設定の 15 番から 18 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>15 番、17 番、18 番の案件につきましては農家間における利用権設定で、16 番の案件につきましては青年等就農計画の認定を受けた一般法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 17 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 7 番)</p> <p>大竹 健司 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 19 番から 24 番について説明願います。</p> <p>農業委員 7 番大竹より議案第 10 号利用権設定の 19 番から 24 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 16 日午後 1 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>湊地区担当委員より 25 番について説明願います。</p>

(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員 4 番渡部より議案 1 0 号利用権設定の 2 5 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 1 8 日午前 9 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>荒井地区担当委員より 2 6 番から 3 3 番について説明願います。</p>
(農業委員 17 番) 奈良橋 渉 委員	<p>農業委員 1 7 番奈良橋より議案第 1 0 号利用権設定の 2 6 番から 3 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>2 7 番、2 9 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>2 6 番、2 8 番、3 0 番から 3 3 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>川南地区担当委員より 3 4 番から 4 2 番について説明願います。</p>
(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員	<p>農業委員 6 番星より議案第 1 0 号利用権設定の 3 4 番から 4 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>3 5 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>3 4 番、3 6 番から 4 2 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>なお、3 7 番の案件につきましては、賃借料が高額となっておりますが、これは、利用権設定農地に隣接した貸し手所有の農地を借り手が農地転用手続きを経て農産物直売所として使用していることから、両者同意のもと設定されたものです。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>館ノ内地区担当委員より 4 3 番から 4 4 番について説明願います。</p>
(推進委員 14 番) 星 俊典 委員	<p>推進委員 1 4 番星より議案第 1 0 号利用権設定の 4 3 番から 4 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>4 3 番の案件につきましては、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者の利用権設定であり、4 4 番につきましては農家間における利用権設定です。</p> <p>なお、4 3 番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定を受けて就農した農業者であることから、借受者個人の経営面積を記載しております。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 1 5 日午後 3 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>八田地区担当委員より 4 5 番から 5 4 番について説明願います。</p>

(農業委員 5 番) 折笠 康裕 委員	<p>農業委員 5 番折笠より議案第 10 号利用権設定の 45 番から 54 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 13 日午前 10 時 30 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>日橋地区担当委員より 55 番から 68 番について説明願います。</p>
(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員	<p>農業委員 11 番吉田より議案第 10 号利用権設定の 55 番から 68 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>57 番、58 番については、八田地区も含まれておりますが、面積の多い日橋地区よりご報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 15 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>堂島地区担当委員より 69 番から 73 番について説明願います。</p>
(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員	<p>推進委員 17 番棚木より議案第 10 号利用権設定の 69 番から 73 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 3 月 16 日午後 1 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>高野地区担当委員より 74 番から 75 番について説明願います。</p>
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員 14 番弓田より、議案第 10 号利用権設定の 74 番から 75 番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、平塚地区の集落案件であり、農地中間管理事業による利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊地区担当委員より 76 番から 110 番について説明願います。</p>
(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員 4 番渡部より、議案第 10 号利用権設定の 76 番から 110 番について報告いたします。</p> <p>詳細につきましては議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農地中間管理事業による利用権設定であり、76 番から 77 番は下馬渡地区、78 番から 79 番は崎川地区、80 番から 110 番は経沢地区の集落案件であります。</p> <p>なお、経沢地区につきましては、農地整備事業の換地処分に伴い、本換地での契約を行ったものであり、2 月 15 日午後 4 時 30 分より、経沢集会所において契約会を開催し、貸し手および借り手と福島県農業振興公社が貸借内容について</p>



	<p>合意に達したことを地元委員3名が出席し確認しております。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	事務局より111番から151番について説明願います。
事務局	<p>事務局より、議案第10号利用権設定の111番から151番について報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、これまでの農地利用集積円滑化事業による契約を農地中間管理事業へ承継するものです。</p> <p>昨年農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、これまで円滑化団体であるJAが実施していた農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合されることとなりました。これにより令和2年4月1日以降、円滑化事業での新規契約・更新は行うことができなくなり、今後は農地中間管理機構による契約となります。</p> <p>申請内容につきましては、令和3年2月19日JA会津よつば西部営農経済センターにおいて契約会を開催し、貸し手及び借り手が中間管理機構への承継へ同意していることを確認しております。</p>
会 長	各地区担当委員、並びに事務局からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。
(農業委員16番) 渡部 裕末 委員	10番の案件について、賃借料が高いと思うが。
会 長	事務局
事務局	貸手、借手双方の合意に基づくものとなっております。
会 長	渡部委員、よろしいですか。
(農業委員16番) 渡部 裕末 委員	了解しました。
会 長	他にございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	<p>それではお諮りします。議案第10号農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第10号は原案のとおり決せられました。</p> <p>小檜山 祐一 委員 着席 岩橋 近芳 委員 着席 二瓶 幸太郎 委員 着席 高橋 一美 委員 着席 武田 久美子 委員 着席</p>

次に、議案第11号農用地利用配分計画(案)に関する意見について を議題といたします。

(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席)

小檜山 祐一 委員 退席

奈良橋 渉 委員 退席

提案理由について、事務局より説明を求めます。

事務局長

議案第11号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和3年3月5日付け2農政第1590号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」をご審議いただくものであります。

詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。

農政部農政課

日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

議案第11号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。

3月総会の案件は、一般地区、南原地区、下馬渡地区になります。

17ページ上段をご覧ください。初めに一般地区の審議をお願いします。

経営移譲を行うことから当該農地については平成27年2月27日、平成29年12月15日県公告となりました農用地利用配分計画において、受借受者が後継者に経営移譲する農用地利用配分計画(案)であり、貸借期間はそれぞれ契約の残期間となります。

17ページ中段をご覧ください。南原地区になります。

当該地区におきましては、平成27年12月、平成30年5月の農業委員会総会におきまして、農業委員の皆様にご意見を頂戴しております。

当該農地については平成28年2月26日県公告となりました農用地利用配分計画において、借受者を変更する農用地利用配分計画(案)であり、貸借期間は契約の残期間となります。

次に、17ページ下段をご覧ください。下馬渡地区になります。

当該地区につきましては、平成27年12月、平成28年10月、平成29年3月、平成30年5月の各農業委員会総会におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご意見を頂戴しております。、平成28年2月26日県公告となりました農用地利用配分計画において、借受者を変更する農用地利用配分計画(案)であり、貸借期間は契約の残期間となります。

地区案件につきましては、それぞれ、農用地利用改善組合又は人・農地プランの話し合いによって、農地の利用調整を図り、農用地利用配分計画(案)を作成したものです。

詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長

このことについて、何か質問等ありませんか。

(なし の声あり)

<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第 1 1 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを 原案どおり決 することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 1 1 号 は原案のとおり決せら れました。</p> <p>小檜山 祐一 委員 着席 奈良橋 涉 委員 着席</p> <p>次に報告に移ります。 報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、及び報告 第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての報告をお願い いたします。 事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 1 0 番につ いて、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容 について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会 処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の 定めにより報告するものであります。 次に、報告第 8 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報 告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、 会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分と し、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 都市計画法上の意見として、①隣接する土地との境界を明確にしてください。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。③敷地内の雨水 排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水して ください。④隣接地を含め、土地の一体的利用が 1,000㎡を超え、建築物の建築を 目的として造成を行う場合は、開発管理課と協議を行ってください。との意見が 付されております。 次に、報告第 9 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報 告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会 津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、 同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 都市計画法上の意見として、1 番 2 番 4 番には、①隣接する土地との境界を明 確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③敷地 内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから 排水すること。④必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してくださ い。との意見が付されております。 加えて、1 番には申請地と字上江乙 35-1 の間にある法定外公共物（水路）につ いて、既に機能していないことから、払下げを行ってから土地利用を図ってくだ さい。2 番には、申請地と字上江乙 34-3 の間にある法定外公共物（水路）につい</p>

会 長	<p>て、既に機能していないことから、払下げを行ってから土地利用を図ってください。との意見が付されております。</p> <p>また、3番には①、②、③に加え、⑤隣接地を含め、土地の一体的利用が1,000㎡を超え、建築物の建築を目的として造成を行う場合は、開発管理課と協議を行ってください。との意見が付されています。</p> <p>続きまして、5番には、令和3年2月19日付会津若松市指令開第1973号で許可した開発行為の内容を遵守すること。7番には、令和3年2月26日付会津若松市指令開第1916号で許可した開発行為の内容を遵守すること。との意見が付されております。</p> <p>以上報告でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後3時50分 閉会を宣言する。)</p>
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年3月25日

会津若松市農業委員会 会長

18番農業委員

1番農業委員